

「やまぐち県民活動支援センター」の管理運営について

1 現状及び課題

やまぐち県民活動支援センター（以下「支援センター」という。）は、平成14年4月以降、公設民営化により運営している。

現在、県下全域において市町村合併に向けて検討が進められており、今後、市町村合併の進展に伴い新市に市民活動の拠点となる市町村支援センターの設置が一層進むことが予想されるため、支援センターと市町村支援センターとの役割分担を明確にしておく必要がある。

また、平成15年9月に地方自治法の一部改正が行われ「指定管理者制度」（平成18年9月1日までに導入が必要）が導入されたことに伴い、導入の時期等についての検討も必要である。

このため、昨年度、山口県県民活動審議会基本計画検討委員会において、これらの課題等について意見や提言等を求めた。

《検討課題》

支援センターの在り方について

- ▲ 市町村支援センターの設置が進捗したときにおける支援センターと市町村支援センターとの役割分担
- ▲ 支援センターの民設民営化及び存廃を含めた方向性
- 「指定管理者制度」の導入について
- ▲ 公益法人及びNPO等民間事業者の指定方法
- ▲ 指定管理者制度導入の時期

2 県・きらめき財団・支援センターの連携の必要性

(1) 県民活動促進基本計画に基づく推進の方向

これまで県民活動の促進に向けて、「県民活動促進条例」の制定、「県民活動支援センター」の民営化、「やまぐち県民活動きらめき財団」の設立、「県民活動審議会」及び「県民活動推進本部」の設置など一連のシステムづくりを行ってきたところである。

また、平成15年3月には具体的な施策を展開するための「県民活動促進基本計画」を策定し、計画の実施に当たっては、計画期間を大きく三期に分け、それぞれの期間毎の推進方向の達成に向けて、県・きらめき財団・支援センターが連携し、それぞれの役割分担により施策の展開を図ることとしている。

県民活動促進計画の期間毎の施策の推進方向

- ・ 期（H15～H16）：県民活動の拡がりに向けた環境づくり
- ・ 期（H17～H19）：県民活動の発展に向けた環境づくり
- ・ 期（H20～H22）：県民活動の成熟に向けた環境づくり

(2) 県・きらめき財団・支援センターの主な役割及び今後の方向性等

主 体	県	きらめき財団	支援センター
主な役割	<p>県民活動促進に関する企画・立案と促進の基盤となる環境づくり</p>	<p>県民活動団体の自立・成長を促進するための活動ニーズに応じた環境づくり</p>	<p>活動支援・促進の窓口としてのサービスの提供と県、財団の実施する諸施策の支援</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例、計画等の策定と総合推進 ・ 協働の推進 ・ 県民活動全般に波及効果のある財政支援 ・ 県主体の支援制度 ・ 県民参加の基盤づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別団体に対する財政支援の検討・実施 ・ 県の支援事業を側面から促進する制度 ・ 活動団体の人材育成 ・ 事業の啓発 ・ 各専門分野の支援機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動に必要な情報収集・提供 ・ 県民活動団体に対する助言・相談 ・ 行政、事業者、県民、県民活動団体間のコーディネート ・ 市町村支援センター及びボランティアセンター等との連携
今後の方向性	<p>H 1 5 県民活動推進事業で、各部局（事業課）と県民活動団体とで検討を行った事業や取組みをH 1 6 から協働事業として実施する予定</p>	<p>中・長期計画 H 1 5 策定を踏まえ、県民活動の促進に向けた事業を実施する予定</p> <p>主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県施策との連携 ・ 県民活動助成事業及び支援事業 ・ 協働ネットワーク形成事業の推進 ・ ネット情報システム整備事業の推進 ・ N P O / N G O との協働 ・ コミュニティビジネスの振興 ・ 社会貢献活動の推進 ・ 学生・生徒のボランティア活動の推進 ・ シニアボランティア活動の推進 ・ ボランティア活動保険の拡充 ・ 県民活動支援センターの管理運営等 	<p>県、県民、県民活動団体間のコーディネート機能の充実</p> <p>主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民活動団体の情報収集及び提供 ・ 県民活動団体のネットワークの形成 ・ N P O 法人申請、助成金などの相談 ・ お出かけ相談会 ・ 出前アドバイザー ・ 協働事業のコーディネート業務等 ・ 民設民営化への移行

(3) きらめき財団と支援センターの現状

きらめき財団と支援センターは、ともに県民活動の中核的な支援拠点として県民活動を幅広く支援することとし、今後とも機能強化・充実を図るとともに、各分野や地域における県民活動支援機関等と連携して県民活動の窓口として、行政・事業者・県民・県民活動団体間における協働推進のコーディネートや、県下の県民活動に共通する課題解決を図るため、広域的観点から各種の情報提供や人材育成、財政支援などの総合的な支援を行うことにしている。

これまでのきらめき財団と支援センターの管理運営実態を検証してみると、

▲ きらめき財団が行っている支援センターの管理業務及び財政的支援業務とNPOが行っている情報提供・相談等の支援業務が両機関双方の特性が生かされうまく機能している。

▲ 支援センターの民営化後は、「サービス業」意識の徹底、メールマガジン（サポートメール）の発行、支援センター利用に関する意見交換会の実施、お出かけ相談会など、運営業務に対する意欲的な取組みがみられ、支援センターの利用者も年々増加するなど、確実に成果が上がってきている。

〔支援センターの年度別・月別平均利用状況〕

区 分	平成16年度(4月)	平成15年度	開設から平成15年度
利 用 者	436人	384人	331人
相談件数	139件	136件	69件
アクセス数	1,891件	1,469件	1,043件

3 支援センターの方向性

昨年度に県民活動審議会基本計画検討委員会(委員長：横田副会長、委員数8人)でいただいた意見や提言等を基本に、今年度中に方向性を打ち出すこととしている。

(1) 方向性が出るまでの当面の対策

支援センターの在り方について

- ・ 県民活動促進基本計画では、県・きらめき財団・支援センターの役割分担がそれぞれ明確化されており、さらに、きらめき財団と支援センターの両機関は県民活動の中核的な機能を担う同士として、相互に連携して県民活動を推進することとしており、引き続き連携・強化を図っていくこととする。
- ・ 平成15年3月に策定した県民活動促進基本計画に基づき、当初の2年間は「県民活動の拡がりに向けた環境づくり」に向けて積極的に施策を展開していくこととする。第1期は県民活動の定着化を図るための重要な時期でもあり、これまでの成果も踏まえて、県、きらめき財団、支援センターの連携を図りながら、現行の公設民営化を継続することとする。
- ・ 民設民営化への移行の問題については、県民活動審議会基本計画検討委員会の意見等を参考にしながら方向性を出していく。

「指定管理者制度」の導入について

- ・ 県の行革推進委員会において外郭団体の見直し検討が行われているが、指定管理者の指定に当たっては、広くNPO等民間事業者の活用が求められている。

- ・ しかしながら、現時点で支援センターの管理運営を担うNPO等民間事業者の指定等については準備期間が必要なことから、当面の間は、現行どおり「やまぐち県民活動きらめき財団」に委託することとする。

(移行期限：平成18年9月1日)

なお、現時点で本県の他の公の施設の中で、平成16年4月から指定管理者制度に移行する施設はない。

(参考)

第1回山口県県民活動審議会基本計画検討委員会における主な意見等

1 開催日時・場所

平成15年11月7日(金) 15:00~17:00 山口県庁共用第2会議室(4F)

2 出席者

委員 横田委員長 平田副委員長 安藤委員 林委員
船崎委員 吉岡委員 (8名中6名出席)

県 環境生活部次長、県民生活課長、県民活動推進室長ほか職員4名

3 概要

(1) 会議概要

- ・委員長、副委員長の選出(横田委員長、平田副委員長に決定)
- ・「県民活動支援センターの今後の方向について」の議題について、事務局から説明を行い、委員の意見を聴取。

(2) 主な意見等

県民活動支援センターの今後の方向について

- ・センターの現況について教えてほしい。
 - ・民営化後、NPO法人設立相談に対する職員のスキルアップに努力。
 - ・4月~9月中旬までに61回ほど地域に出かけて相談業務や交流業務を行っている。外に出ていくのはネットワークづくりに欠かせないが、限られた予算の中での人員配置のやりくりが大変である。
 - ・公設公営のときよりも、普及啓発、ネットワークづくり等工夫を重ねている。
 - ・きらめき財団事業についても協力している。
 - ・きらめき財団と支援センターの位置づけをどうするのか、フレームづくりが必要である。今のきらめき財団を通した委託方式を前提とするのか、全く変えるのか、基本的なベースをどこに置くのかを決めるのが先決。

今回は大きな課題を提示するにとどめている。何か御示唆をいただければ、今後、フレーム案を作るための参考としたい。(事務局)
- ・山口県の場合は「県民活動」ということで、間口が大変広いのが特徴である。地域の様々な活動が進めば、「住民自治」につながる。支援センターはそういう地域活動の支援をすることも重要である。地域に出かけ、地域課題やこれからの方向性をつかみ、それに対処していくことができるセンター運営、事業の組立てがこれから必要である。地方分権が進む中で、地域やコミュニティをベースにした活動の質を高めることが、地域住民の暮らしにとっても大事である。
- ・NPOが民設民営で行うのは、資金のやりくりが大変である。基本的な活動の部分については、何らかの安定した収入がないと、思うような活動ができない。

- 会費収入や事業費の中からスタッフの person 費を捻出するのは相当困難である。
寄附金についても N P O を支援する N P O ということ自体の理解が得られにくい。
- ・ 広域合併が進み、地域に支援センターができた後の県民活動支援センターの役割は何か、何に特化していくかを考えて行く必要がある。

(参考)

第2回山口県県民活動審議会基本計画検討委員会における主な意見等

1 開催日時・場所

平成16年2月9日(月) 15:00~17:30 山口県庁共用第5会議室(4F)

2 出席者

委員 横田委員長 平田副委員長 安藤委員 林委員
船崎委員 吉岡委員 (8名中6名出席)

県 県民生活課長、県民活動推進室長ほか職員4名

3 概要

(1) 会議概要

- ・「県民活動支援センターの管理運営について」の議題について、事務局から説明を行い、委員の意見を聴取。

(2) 主な意見等

(市町村との役割分担)

- ・地域や県民活動団体側からみて、県民活動支援センターをどうするのが一番いいのかという視点が大事。合併に伴い、市町村にセンターが整ってくると思われるが、地域のセンターと同時に17分野の活動の専門的な支援を担えるセンターの設置を検討する必要があるのではないか。
- ・地域を超えた分野ごとの交流の拠点がほしいという話はよく耳にする。理想としては、一つの建物の中に分野ごとの支援拠点が集合し、専門的な相談ができる形がよい。
- ・本県は他県に較べてサポートセンターが多い。県民活動支援センターを含め10箇所あり、恵まれた環境にある。公設公営、公設民営、民設民営の3つの形態のサポートセンターがうまく連携・協力している例も他県ではあまり聞かない。
- ・いきなり存廃を論じるよりも、今のセンターの機能をどう高めるかということだろう。「専門性を高める」「一つの広域拠点の中に複数の分野が支援できる体制をつくる」ということは方向性として確かにある。
- ・市町村のセンターは、当分はきっかけづくりが中心だと思う。県民活動支援センターもそれは行っているだろうが、「NPO法人化に関する部分は県民活動支援センターが中心となって事前相談をする」、「県民活動の全県的な交流媒体としての機能」、「協働のコーディネーターとして県と団体との間に入り、評価を含めた調整を行う」等、色々考えられる。
- ・市町村にサポートセンターが整ったとしても、しばらくは、県民活動支援センターが行っている相談業務の中でも初歩的な部分を担うくらいしかできないかなという感じがする。県レベルでのフォローが当分の間必要ではないか。
- ・市町村に支援センターの機能を移すにしても、合併後の市町村の姿も様々であり、サ

ービス内容のばらつきが大きいのではないかと。当面は県でフォローが必要ではないかと思う。

- ・地方分権の大きい流れの中で考えると、県民活動を県全体やブロックでサポートする部分と生活に密着した市町村レベルでサポートする部分があると思う。県全体、県の出先・ブロック単位でのフォローのシステムが必要だと思う。3段階のシステムを作れということではないが、課題によってはそうした捉え方をして問題解決を図っていくことが必要な場合もあるだろう。それぞれがどう役割を果たしていくのかを考える必要がある。
- ・合併後の新市が現在の市町村の枠組みより広域的なエリアとなったとしても、複数の市で連携して対応する必要がある場合も生じるだろう。最初から枠を嵌めてしまわずにフレキシブルに動けるシステムがいいのではないかと。

(管理運営方式)

- ・民設民営の他県のセンターはどのような運営か。財団法人か、NPOか。
- ・民設といっても相談料がとれるわけではない。他の業務で資金を作って基本的な屋台骨を運営しながら、本来求められている業務を行うことになるが現実的には困難である。
- ・特定企業をスポンサーにつけるのも問題があるし、小口の企業会員を募るとしてもそう簡単ではない。自立はしたいができないということになるだろう。
- ・静岡県のSOHO支援の話だが、県が場所を提供して市が運営資金を出し、銀行が現役行員を人材派遣している。特に企業からの出向について支援センターにも応用できないものか。
- ・財源がないと身動きがとれないと思われる。公設民営が妥当だろう。
- ・指定管理者制度の県の他部局の動向はどうか。
- ・今の支援センターに調査研究業務がないのは問題ではないか。サポートセンター本来の機能の充実のためには不可欠である。これをセンターを受託したNPOに自前でやれというのは無理ではないか。今の体制でやるのなら調査研究業務の強化が必要である。きらめき財団がそのような機能を持つのなら、財団と支援センターの関係をもっと具体的にすべきである。現状のままではもの足りない部分がある。
- ・県内のNPOには指定管理者の指定を受けられるだけのところはないとのことだが、例えば、今の支援センターの質は他県に比べても高く、スタッフも優秀である。力量があるNPOはいないわけではなく、指定管理者に指定することも十分考えられる。
- ・委託の決定方式と時期はどうか。国の委託事業の場合は年末までには公募などが終わり、年明け早々に内示がある。県民活動支援センターの場合はどうか。